

工場調査規則取扱手續 (昭和五年一月十八日 兵庫縣訓令甲第二號)

第一條 工場調査規則第一條及第二條に該當する工場の工業主より提出する調査票用紙は市町村長に之を交付す

第二條 市町村長は規則第一條に該當する工場を調査し十二月三十一日迄に調査票第一號甲、第二號甲及第三號甲各三通宛を工業主に交付すへし

第三條 市町村長は規則第二條に該當する工場を調査し十二月三十一日迄に調査票第一號乙、第二號乙及第三號乙は各四通宛第四號乃至第七號は各三通宛を工業主に交付すへし

第四條 市町村長は規則第四條に依り調査票を提出するときは別記様式第一號の送致目録を添附すへし

第五條 市町村長は毎年一月一日より六月末日迄の間に所轄区域内に生したる規則第二條に掲ぐる工場の開業、休業及廢業に付別記様式第二號に依る報告書を作製し七月末日迄に知事に之を提出すへし

様式第一號

工場調査票送致目録

市町村

規則第一條該當工場	本年工場數	調査票枚數	前年工場數
工場	工場	調査票枚數	前年工場數
規則第二條該當工場	工場	調査票枚數	前年工場數
工場	工場	調査票枚數	前年工場數
工場	工場	調査票枚數	前年工場數

注意 工場數前年ニ比シ増減アラバ其ノ理由ヲ備考欄ニ記載スベシ

様式第二號

異動ノ事實	主要事業	工場名	工場所在地	異動發生の時期	備考

自昭和五年一月一日



14. 8-109



1200700238788

終